

門 総 人 830 号
平成 21 年 11 月 19 日

門真市職員労働組合
執行委員長 西本 孝雄 様

門真市長 園部 一成



年末一時金等について（回答）

1. 基本賃金について

(1) 基本賃金については、平成 22 年 1 月 1 日から、人事院勧告に準じ引き下げ改定を実施し、平成 21 年 4 月からの官民較差に関する減額調整措置については、実施しない。

平成 18 年 3 月 31 日の給料月額との差額を保障されている職員についても、算定基礎となる給料月額を人事院勧告に準じ引き下げる。

また、再任用職員の給料月額については見直しを行い、平成 22 年 4 月 1 日から国に準じた給料月額に改める。

なお、非常勤職員については、改定を行わず現行通りとする。

(2) 給与構造改革の残課題である地域手当については、条例本則において 10 % から 15 % に引き上げ、平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までについては 11 % とし、平成 22 年 4 月 1 日から当分の間については 12 % とする経過措置を講じる。

(3) 持家世帯主に係る住居手当については、現在経過措置中であることは認識しておりますものの、廃止について引き続き協議をお願いしたい。

(4) 超過勤務について、労働基準法の改正に準じ、日曜日又はこれに相当す

る日の勤務を除いた 1 か月 60 時間を超える超過勤務について、超過勤務手当の支給割合を 125/100 から 150/100 に引き上げ、支給割合の引き上げ分については、勤務を要しない日又は時間を指定できることが可能とする改正を行い、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

2. 一時金について

- (1) 12 月の期末手当として、1.50 月分、勤勉手当として 0.70 月分、合計 2.20 月分を 12 月 10 日に支給する。

なお、来年度以降は、6 月期の期末手当を 1.25 月分、勤勉手当を 0.70 月分、合計 1.95 月分とし、12 月期の期末手当を 1.50 月分、勤勉手当を 0.70 月分、合計 2.20 月分とし、年間支給月数を 4.15 月分（現行 4.50 月分）とする。

次に、再任用職員にあっては、12 月の期末手当として 0.80 月分、勤勉手当として 0.40 月分、合計 1.20 月分を、12 月 10 日に支給する。

なお、来年度以降は、6 月期の期末手当を 0.65 月分、勤勉手当を 0.35 月分、合計 1.00 月分とし、12 月期の期末手当を 0.85 月分、勤勉手当を 0.35 月分、合計 1.20 月分とし、年間支給割合を 2.20 月分（現行 2.35 月分）とする。

- (2) 役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。

- (3) 常勤嘱託職員については、一般職と同様とするが、その他の職員については、平成 21 年 10 月に所要の賃金改定を実施したところであり、一時金については支給しない。

- (4) 地方自治を擁護する立場に変わりはない。

3. 5項目の申し入れのうち、人事院勧告以外の事項について

- (1) 休息時間の廃止については、国家公務員の状況並びに府内各市の状況もあり、早急に廃止する考えであるが、諸課題もあることから、解決に向け引き続き協議をお願いしたい。
- (2) 高齢職員の昇給運用の是正については、56歳以降の2号給昇給抑制、58歳昇給停止の現行制度を、平成22年1月1日から、55歳以降の2号給昇給抑制に改め、58歳昇給停止については廃止する。
- (3) 通勤手当の見直しについては、平成22年4月1日から、通勤距離2Km未満の職員の通勤手当を不支給とすることとし、勤務場所付近で有料駐車場を借りている職員に対する通勤手当の月額3,000円加算を廃止する。
- (4) 組合職免については、地方公務員法及び本市の条例の趣旨に基づき、労使で協議を行い見直しを行いたい。

4. 給与構造改革の残課題について

- (1) 地域手当については、先の回答どおりとする。
- (2) 昇任昇格問題については、給与構造改革に伴う給料表の切り替えに伴い、人材活用の観点から、新たな主査及び上席主査への選考を実施しているところであるが、5級の課長補佐級への昇格については、職制の問題もあることから、本年度中に協議を行い、一定の方向性を見出したい。
- (3) 中途採用者の前歴換算については、給与構造改革に伴う新給料表への格付け時にも一定の改善を図ってきたところであるが、引き続き検討したい。

5. 健康保険組合について

大阪府市町村職員健康保険組合と大阪府市町村職員共済組合とが統合するか否かは、それぞれの団体が自主的に判断されることと考えているが、これまで

大阪府市町村職員健康保険組合が担ってきた役割については、強く認識するところであり、雇用者責任を果たす立場で、給付水準の維持を視野に大阪府市長会などを通じ働きかけて行きたい。

6. 育児休業からの復帰に伴う復元措置について

少子高齢化の中、職員の子育てに関する環境を整備することは必要と考えるが、制度の趣旨に沿って対応する考えであるので、引き続き協議をお願いしたい。

7. 新型インフルエンザ対策について

現在流行している新型インフルエンザについては、流行性は強いもののその毒性は季節性インフルエンザと変わらないと判断されていることから、過剰に反応することは避けたいと考えているが、変異により強毒性となる恐れもあり、市民生活を守る上で市の職員が担う役割は、一般の職員のみならず非常勤の職員も含め重たいものと認識している。

今後、新型インフルエンザに関する事項の職員周知は、情報の共有の観点から、一般の職員のみならず非常勤の職員も含め、可能な限り実施したい。

8. 非正規労働者の待遇改善について

現在、非常勤職員の賃金労働条件については、任用をはじめ報酬や休暇制度について、新たなルール作りの検討を進めており、地方自治法、地方公務員法並びに労働関連法の趣旨に沿った待遇の確立を図ってまいりたい。